

令和6年度仙台市障害者施策推進協議会の進め方等について

1 仙台市障害者施策推進協議会の所掌事務

- (1) 本市の障害者計画に関し、その策定にあたって意見を具申すること。
- (2) 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議し、及びその施策の実施状況を監視等（モニタリング）すること。
- (3) 障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議すること。

2 現行計画の概要

・ 仙台市障害者保健福祉計画

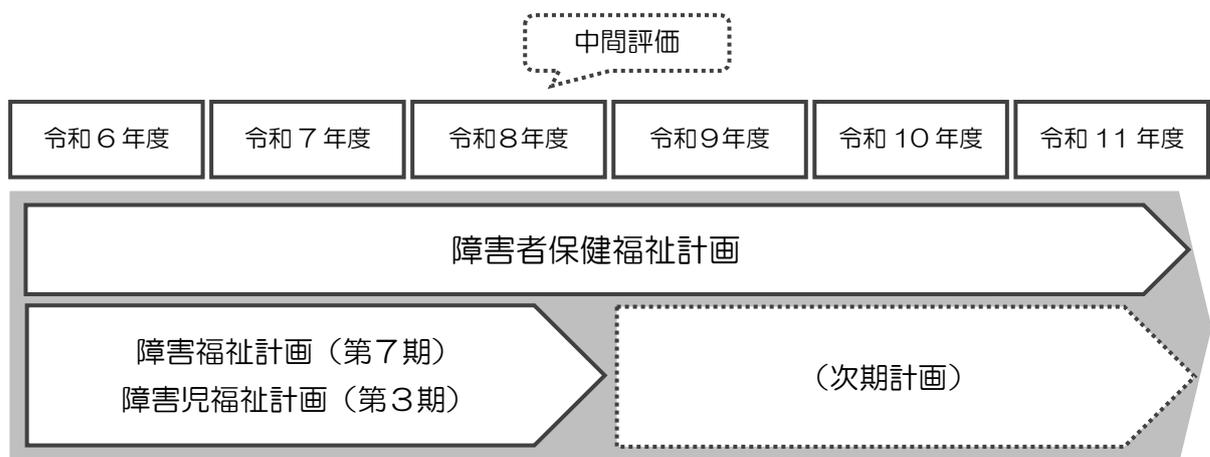
障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」であり、障害保健福祉施策全般に関わる理念や基本的な方針、主要施策を定めた計画で、令和6年度から11年度までの6年間の計画期間としている。

・ 仙台市障害福祉計画

障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するもの。障害福祉サービス等の見込量及びその見込量を確保するための方策などを定める計画で、令和6年度から8年度までの3年間の第7期の計画期間としている。

・ 仙台市障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく、「市町村障害児福祉計画」として策定するもの。サービス等の見込量及びその見込量を確保するための方策などを定める計画で、令和6年度から8年度までの3年間の第3期の計画期間としている。



3 監視等（モニタリング）について

「仙台市障害者保健福祉計画等に係る監視等実施方針」（参考資料 1）に基づき実施する。

監視等は以下の（1）監視、（2）調査、（3）分析及び評価からなる。

（1）監視（＝量的モニタリング）

令和 5 年度に実施した障害者保健福祉計画、障害福祉計画（第 6 期）、障害児福祉計画（第 2 期）に掲載の各事業の実施状況等の資料調製を行うもの。

（2）調査（＝質的モニタリング）

障害者やその家族、障害者団体、障害福祉サービス事業所等に面談又は懇談会等により、障害者等の生活の状況や障害福祉サービスの利用意向などに関する調査を行う。

（3）分析及び評価

監視（量的モニタリング）、調査（質的モニタリング）のほか仙台市が行う他の調査等に基づき、各事業等の取組状況や障害者の生活実態等を総合的に分析し、計画及び条例に基づく事業の進捗及び達成状況に係る総合的な評価について審議する。

4 令和 6 年度以降における監視（量的モニタリング）の進め方（案）

毎年度、下記資料を活用し、「障害者保健福祉計画（令和 6～11 年度）」の基本方針に係る事業の実施結果を目標値とする「成果指標（アウトプット指標）」について、達成状況等进行分析・評価し、監視（＝量的モニタリング）を進めていく。

（※「成果指標（アウトカム指標）」については、「障害者保健福祉計画（令和 6～11 年度）」の最終年度である令和 11 年度に分析・評価を行う。）

○資料 1-2 仙台市障害者保健福祉計画（令和 6～11 年度） 成果指標実績一覧（案）

- ・基本方針毎の、①成果指標（アウトカム指標・アウトプット指標）の内容、②数値目標を定める際の基準値、③計画最終年度である令和 11 年度の目標値、④令和 6 年度以降各年度の実績値の一覧
- ・③令和 11 年度の目標値、④各年度の実績値を比較し、目標への進捗を把握

○資料 1-3 仙台市障害者保健福祉計画（令和 6～11 年度） 評価シート（案）

- ・年度ごとに作成、成果指標に関わる事業の取組みや課題を把握
- ・「成果指標（アウトカム指標）」一覧及び評価（※令和 11 年度に障害者等保健福祉基礎調査結果及び成果指標（アウトプット）の実績により評価）
- ・「成果指標（アウトプット指標）」の達成状況について、各指標毎に、①主たる事業の実績内訳等の詳細、②関連事業の実績、③質的モニタリングによる意見、①～③を踏まえた、事業に関する評価や課題・今後の方向性を記載

※なお、仙台市障害福祉計画（第 7 期）及び仙台市障害児福祉計画（第 3 期）にかかる達成状況については、前期計画と同様に監視を継続する。

5 令和 6 年度以降における調査（質的モニタリング）の進め方（案）

質的モニタリング調査は「仙台市障害者保健福祉計画等に係る監視等実施方針」（平成

30年3月8日仙台市障害者施策推進協議会決定)に基づき、数値目標等の監視だけでは十分に把握しきれない本市における障害保健福祉施策等の現状と課題について把握し、今後の障害者施策の改善と向上を図るための資料とすることを目的としている。

仙台市障害者保健福祉計画(令和6～11年度)の5つの基本方針の施策項目ごとに、現状やニーズを汲み取り、もしくは、到達状況やその効果を図ることを意図した質問項目を設定する。

対面によるヒアリングを基本とし、対象者は①障害当事者・障害当事者の家族、②障害福祉サービス事業所・運営法人等、③その他の障害関連団体(障害者スポーツ指導者協議会等)、④市民(障害理解研修受講団体等)から広く聞き取りを行う。

令和6～11年度の実施計画

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
—	実施	実施	実施	実施	—
	現計画の一年後の調査を実施	中間評価として実施		次期障害者保健福祉計画策定のための基礎調査として実施	基礎調査の結果を踏まえ次期計画を策定

6 令和6年度 開催等スケジュール(予定)

月	内容
7月23日	第1回協議会 令和5年度仙台市障害者保健福祉計画の施策体系に基づく各施策の推進状況他、各施策の実績値について(量的モニタリングによる分析、評価)
3月	第2回協議会 令和6年度仙台市障害者保健福祉計画の施策体系に基づく各施策の推進状況について(量的モニタリングの結果等による分析、評価)